○○○〇給油所

予防規程

作成年月日　　　　　　年　月　日

給油所名称

所　在　地

 電　　　話

**目　　　　次**

**第１章　　総則**

**第２章　　保安の役割分担**

**第３章　　教育及び訓練**

**第４章　　点検及び検査その他の安全管理**

**第５章　　危険物の貯蔵及び取扱いの基準等**

**第６章　　改修、補修等**

**第７章　　工事中における安全対策**

**第８章　　顧客自らの給油に係る貯蔵及び取扱いの基準等**

**第９章　　火災、地震及びその他の災害時の措置**

**第10章 震災時の緊急発電設備の取扱基準**

**第11章　 単独荷卸し業務の基準**

**第12章　 その他危険物の保安に関し必要な事項**

**第13章　 予防規程に違反した者の措置**

　　　　　　　　　**給油取扱所予防規程**

**第１章　総　則**

（目的）

第１条　この規程は、消防法第14条の２の規定に基づき、　　　　　　給油所（以下「当所」という。）における危険物の取扱作業その他保安に関する必要な事項について定め、もって火災及び危険物の流出等の災害を防止するとともに、震災等の災害による被害を軽減することを目的とする。

（適応範囲）

第２条　この規程は、当所の全域に適用する。

（遵守の義務）

第３条　当所の従業員は、この規程を熟知し、遵守しなければならない。

（告知の義務）

第４条　当所の従業員は、当所に出入りする者に対し、必要に応じてこの規程の内容を告知し、遵守させなければならない。

（規程の変更）

第５条　当所の所長は、この規程を変更しようとするときは、危険物保安監督者及び危険物取扱者等の意見を尊重し、火災予防上支障のないように変更しなければならない。

　　なお、次に掲げる事項に該当する場合は、変更の申請を行わなければならない。

　⑴　内容の変更等により条文の変更又は条の追加若しくは条の削除をする場合

　⑵　給油取扱業務の変更（セルフ化、指定・認証工場の取得等）を行う場合

　⑶　施設を増築、改築又は大幅な模様替え等を行った場合

　⑷　設置者又は運営者に変更が生じ、この規程の変更が生じた場合

　⑸　全従業員が同時に変更になった場合

　⑹　消防署等から変更の指導を受けた場合

　⑺　その他設置者、運営者、所長又は危険物保安監督者等が変更の必要を認めた場合

２　前項の場合において、春日・大野城・那珂川消防組合組合長（以下「組合長」という。）に変更の申請をして、認可を受けなければならない。

**第２章　保安の役割分担**

（組織）

第６条　当所における保安管理を円滑、かつ、効果的に行うために次のとおりの役割分担を定めなければならない。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職務担当 | 氏名 | 免状の種類 | 在・不在 | 職務非常時任務代行者 | 非 常 時 役 割 分 担 |
| 所長 |  |  |  |  | 自衛消防隊長 |
| 危険物保安監督者 |  |  |  |  |  |
| 危険物取扱者 |  |  |  |  | 通報連絡係 |
| 危険物取扱者 |  |  |  |  | 消火，漏えい油処理係 |
| 危険物取扱者 |  |  |  |  | 避難誘導係 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

２　所長は、前項の危険物保安監督者が、旅行、疾病その他の事由により不在となることを考慮し、あらかじめその職務を代行する者（以下「代行者」という。）を危険物取扱者の中から指定しておかなければならない。

３　危険物保安監督者、代行者及び危険物取扱者の在・不在の表示を見やすい箇所に掲示しなければならない。

（所長の責務）

第７条　所長は、危険物保安監督者以下を指揮し、保安上必要な業務を適切に行うとともに、当所の施設が適正に維持管理されるよう努めなければならない。

２　所長は、危険物取扱者免状を所有している従業員に対し、３年に１度法定保安講習を受講させなければならない。

（危険物保安監督者の責務）

第８条　危険物保安監督者は、消防法令に定められた業務を確実に行うほか、この規程の定めるところにより、当所の保安維持の確保に全力で努めなければならない。

（危険物取扱者の職務）

第９条　危険物取扱者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程に定めるところにより、危険物の貯蔵及び取扱作業の安全を確保しなければならない。

（従業員の遵守事項）

第10条　従業員は、消防法令及びこの規程を遵守するとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者の指示に従い、適正な危険物取扱作業及び当所施設の維持管理に努めなければならない。

（営業終了時の保安管理）

第11条　危険物保安監督者は、営業中又は営業終了時において、施設を巡回し、異常の有無を確認しなければならない。

２　前項において異常が確認された場合は、あらかじめ作成した対応要領等により直ちに応急の措置を講じるとともに、所長に当該異常及び応急措置を講じた旨を報告すること。

３　所長は、異常が発生した場合及び異常の応急措置を講じた場合は、全従業員にその旨を周知するととともに対応要領を教育し、２次災害の防止に努めなければならない。

**第３章　教育及び訓練**

（保安教育）

第12条　所長は従業員に対し、次により保安教育を実施するものとする。

なお、保安教育終了時に質疑又は試験により正しく履修していることを確認するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 実施時期・方法 | 内容 |
| 全従業員 | １年に１回（講義・講話） | ⑴　予防規程の周知徹底 ⑵　火災予防上の遵守事項⑶　安全作業等に関する基本的事項⑷　各自の任務、責任等の周知徹底⑸　工事中における保安対策⑹　地震対策に関する事項⑺　危険物の性質に関する知識⑻　火災予防・消火の方法等に関する知識⑼　当所の設備の構造・操作等に関する事項⑽　単独荷卸しに関する事項⑾　その他 |
| 新規採用者 | 採用時（講義・講話） |
| その他 | 適時 | 貯蔵及び取扱いに関する保安上必要な事項 |

（訓練）

第13条　訓練は、部分訓練と総合訓練とし、部分訓練は６ヶ月に１回以上、総合訓練は1年に１回以上とし、次により行うこと。

⑴　部分訓練は、消火訓練、通報訓練及び避難誘導訓練等について行うこと

⑵　総合訓練は、部分訓練を総合して行うほか、危険物取扱作業の緊急停止、

　流出した危険物の拡散防止等の防災訓練を連携させ総合的に行うこと。

２　所長は、保安教育又は訓練を実施した場合は、別添「保安教育・訓練実施記録表」に明記し、これを３年間保存しなければならない。

**第４章　点検及び検査その他の安全管理**

（危険物施設の点検）

第14条　当所の危険物施設の構造及び設備等を適正に維持管理するため、次の周期及び区分毎に点検を実施しなければならない。また、震災時等に当該施設に影響があると認められる時にも点検を実施すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 定期点検 | 毎日点検 | 法定点検☆　漏えいの早期発見のため、地下貯蔵タンクの危険物の量を測定する。 |
| 自主点検☆　損傷や故障があれば直ちに火災等の災害につながるおそれのある設備の点検 |
| 週１回点検 | 法定点検☆　漏えい検知管により、地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の漏えいの有無を確認する。 |
| 毎月点検 | 自主点検☆　毎日点検より詳しく各部を点検する。 |
| ６ヶ月点検 | 自主点検☆　毎日点検・毎月点検以外に実施する総合的な点検 |
| 年１回点検 | 法定点検（漏れの点検を除く。）☆　給油所の諸設備を危険物取扱者によって年１回以上点検し、安全を確認する。 |
| 臨時点検 | 震災時等 | 自主点検☆　損傷や故障の点検 |
| 　　※　法定点検：消防法で義務付けされている点検 |

２　所長は、危険物取扱者の　　　　　　を点検責任者として定め、前項の点検を実施しなければならない。

３　点検を実施した者は、構造及び設備等に異常を発見した場合には、使用禁止の表示をする等、適切な処置を行うとともに、所長に報告し、修理等を行わせるようにしなければならない。

４　所長は、第１項の規定により点検を実施させたときは、点検記録簿に点検部位、点検結果、点検者及び点検責任者を明記させ、これを３年間保存しなければならない。

５　所長は、地下貯蔵タンク及び埋設配管等の気密検査（圧力試験、漏れの点検）を実施した場合は、異常の有無に関わりなく速やかにその結果を組合長に報告しなければならない。

６　所長は、危険物の在庫管理計画の届出により漏れの点検を３年に１回とする場合は、在庫管理計画届及び必要資料を組合長に届け出るものとする。

７　所長は、前項の届出の内容を従業員に周知するとともに、適切に履行されるよう務めなければならない。

**第５章　危険物の貯蔵及び取扱いの基準等**

（貯蔵及び取扱い基準）

第15条　危険物を貯蔵し、又は取扱う場合においては、消防法令等に従って行うとともに、次に掲げる事項により行わなければならない。

　⑴　危険物取扱者以外の者が危険物を取扱う場合は、甲種又は乙種４類の危険物取扱者が必ず立ち会うこと。

⑵　従業員が給油又は注油を行うときは、必ず顧客等が求める油種を必ず確認するとともに、その場所を離れないこと。

⑶　移動タンク貯蔵所からの危険物の受け入れ作業は、当所の危険物取扱者が必ず立ち会い、前検尺、後検尺を実施するとともに、危険物の油種及び量を確認し、危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないよう監視すること。

⑷　みだりに火気及び火花を発生させるおそれのある機械器具等は使用しないこと。

⑸　危険物を給油又は注油若しくは積み卸しをするときは、自動車等のエンジン停止、火気使用が無いことを確認してから行うこと。

⑹　灯油を容器に小分けする場合は、臭い、色等を確認し、灯油にガソリンが混入していないことを確認するとともに、消防法令で定める基準に適合した容器に注入し、注油済みの容器はその場に放置しないこと。

⑺　給油又は注油、自動車等の旋回、地下貯蔵タンクへの危険物の注入等の支障となるような物件を置かないものとし、常に整理整頓に努めること。

（設備等の運転操作）

第16条　当所の設備等の運転及び操作にあたっては、作業する者はその設備の構造及び運転操作要領を熟知し、誤操作の無いよう確認して行わなければならない。

（給油等の業務以外の業務を行う際の留意事項）

第17条　給油又は注油以外の業務を行う場合は、給油又は注油以外の業務の支障とならないよう細心の注意を払うものとし、特に次に掲げる事項に留意しなければならない。

　⑴　給油又は注油、自動車の点検、整備若しくは洗車と関係がない者を専ら対象とするような業務を行わないこと。

　⑵　休日等の給油業務等を行っていないときは、従業員以外の者を出入り禁止にするため、ロープ、チェーン等を展張すること。

　⑶　当所内にいる顧客等の状況に応じ、十分な従業員を配置し、その整理、誘導及び喫煙管理等を行うこと。

　⑷　みだりに火気及び火花を発生させるおそれのある機械器具等を使用しないこと。

（駐車）

第18条　当所内に自動車等を駐車させる場合は、給油のための一時的な停車を除き、給油空地及び注油空地以外の場所において、あらかじめ明示指定された駐車場所で行うこと。

　　なお、新たな駐車場の明示を行う場合は、平面図をこの規程に追加すること。

**第６章　改修、補修等**

（改修、補修）

第19条　当所の改修又は補修工事等を行うときは、その内容に応じて必要な手続き（変更許可申請又は変更届等）を行い、無許可及び無届での工事を行わないようにしなければならない。

２　所長は、前項の工事を行う場合は、工事が安全に、かつ、適正に行われるよう必要に応じて立ち会い、工事関係者に対して指示をする等、監視及び監督を行うとともに、工事終了後、当該工事に係る設備の点検又は検査を実施し、その安全性を確認しなければならない。

３　所長は、当所の位置、構造又は設備を明示した書類及び図書の整備、保管について、適正に整理及び管理しなければならない。

４　変更許可に係る工事箇所については、必ず消防機関の完成検査を受検し、完成検査済証を交付された後でなければ、決して使用してはならない。

**第７章　工事中における安全対策**

（工事責任者）

第20条　工事請負業者は、工事責任者及び副工事責任者を定め、所長に報告しなければならない。

（連絡）

第21条　工事責任者は、所長と綿密な連絡を保ち作業を行わなければならない。

（工事責任者の責務）

第22条　工事責任者は、この規程を遵守し工事の監督に当たるとともに、作業員に周知徹底をはかり、作業の安全を確保しなければならない。

２　工事責任者は、工事責任者及び副工事責任者が同時に工事現場を離脱する場合は、工事作業を中止させなければならない。

（作業工程）

第23条　工事請負業者は、作業工程表を作成し、所長の承認を受け、工程表に従って作業を行わなければならない。

（作業員の立入場所）

第24条　作業員は、当所内において、当該工事に関係のある場所以外への立ち入りを禁止する。ただし、所長の許可を受けた場合はこの限りでない。

（就業時間）

第25条　作業時間は、当所の就業時間内に限る。ただし、所長が必要と認めた場合はこの限りでない。この場合、所長は従業員の中から保安要員を定め、保安の監督をさせなければならない。

（火気使用許可）

第26条　作業上、火気等の使用を必要とする場合は、あらかじめ所長の許可を受けるとともに、工事責任者は火気の使用を監視し、必要な指示を与えなければならない。

（火気使用の一時停止）

第27条　所長は、風力、風向、気温、湿度その他の気象条件により、火災の予防上必要と認めるときは、火気の使用を禁止し、又は停止させることができる。

**第８章　顧客自らの給油に係る貯蔵及び取扱いの基準等**

（監視者の職務）

第28条　監視者は、顧客自らの給油作業又は容器への詰め替え作業（以下「顧客の給油作業等」という。）を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示等（以下「監視等」という。）を行わなければならない。

２　監視等は、甲種又は乙種４類の危険物取扱者免状所有者が行わなければならない。

３　複数の従業員により監視等を行う場合は、そのうち一名を甲種又は乙種４類の危険物取扱者免状所有者とし、他の者はその者の指揮下で監視業務を行わなければならない。

（顧客自らの給油作業等の取扱い基準）

第29条　顧客の給油作業等をさせる場合においては、消防法令及び同規程第５章に定める基準によるほか、次に掲げる事項によって行わなければならない。

⑴　監視者は顧客の給油作業等を適切に監視等により行うこと。

⑵　監視者は顧客の給油作業等について次に掲げる事項について必要な指示を行うこと。

ア　顧客が給油キャップを開放する際の静電気により、火災が発生した事案があることから、次のように指導すること。

(ｱ)　給油作業は必ず一人で行わせること。

(ｲ)　作業前には自動車の金属部分に触れる等の静電気防止を行わせること。

イ　喫煙しながら給油を行わないよう指導すること。

ウ　タバコの吸い殻等を捨てないよう指導すること。

エ　給油中のエンジン停止を指導すること。

オ　固定給油設備からガソリン又は軽油の容器への詰め替えを行わないよう指導すること。

なお、灯油用固定注油設備からの灯油の小分けは、認められている。

カ　キャップの閉め忘れがないように指導すること。

⑶　監視者は顧客の給油作業等が開始されるときには、自動車等のエンジン停止、火気使用がないことその他安全上支障がないことを確認した上で、顧客の給油作業等が行える状態にすること。

⑷　監視者は顧客の給油作業等が終了したとき並びに顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備（以下「顧客用固定給油設備等」という。）のホース機器を使用していないときは、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。

⑸　灯油を容器に小分けさせる場合は、消防法令で定める基準に適合した容器に注入させ、灯油にガソリンが混入していないことを確認するとともに、注油済みの容器はその場に放置させないこと。

⑹　非常時その他安全上支障があると認められる場合には、当所内の全ての固定給油設備及び固定注油設備における危険物の取扱いが行えない状態にすること。

⑺　給油手順が適正に行われていることを確認し、ノズルからの漏えい防止を指導すること。

⑻　火災等を覚知した場合には、必要な消火、避難誘導、通報等の措置を行うこと。

⑼　監視業務を行う危険物取扱者等の表示を見やすい箇所に掲示すること。

（顧客用固定給油設備等の給油量及び給油時間の上限の設定）

第30条　顧客用固定給油設備等の１回の給油量及び給油時間の上限を次のとおり設定しなければならない。

 ガソリン　　　　　　　　100Ｌ以下　　　　　４分以内

 軽　　油 　　 　　200Ｌ以下　　　　　４分以内

 灯　　油 　　　　 100Ｌ以下　　 ６分以内

　　　　　※　顧客用固定給油設備等の色分け

 ・ハイオク＝黄　　　　　・レギュラー＝赤

 ・軽　　油＝緑 ・灯　　　油＝青

（可搬式制御機器の使用に係る遵守事項）

第30条の２　可搬式制御機器を用いて給油許可等を行うことができる場　所の範囲は、給油空地や注油空地及びその周辺の屋外など従業員が適切に監視等を行うことができる範囲とすること。

２　可搬式制御機器を用いて給油許可等を行う場合の顧客の給油作業等の監視は、固定給油設備や給油空地等の近傍から行うこと。

３　火災や危険物の流出事故が発生した場合は、一斉停止や緊急通報等の応急対応以外での可搬式制御機器の使用は中止し、安全が確保されるまでの間は使用しないこと。

４　火災発生時に初期消火を迅速に実施できるよう、固定給油設備等の近傍や事務所出口等の適切な場所に消火器を配置すること。

５　可搬式制御機器を用いて給油許可等を行う従業員は、甲種又は乙種第４類の危険物取扱者免状所有者とすること。

６　所長（危険物保安監督者）は、火災等の災害発生時における応急対応を含めた可搬式制御機器による給油許可を行う上で必要な教育・訓練を行うこと。

７　給油取扱所内において使用する可搬式制御機器の仕様については、変更許可申請のとおりとする。

８　可搬式制御機器を使用する場合は、肩掛け紐付きカバーやアームバンド等の落下防止措置を講じること。

９　可搬式制御機器にあっては、保管や取扱いの管理を十分に行うこと。

**第９章　火災、地震及びその他の災害時の措置**

（自衛消防隊）

第31条　所長を自衛消防隊長とし、全従業員を隊員とした自衛消防隊を編成し、火災等の災害時の即応体制を整えておくものとする。

２　その編成及び任務分担は、**別表２「自衛消防隊組織図」**のとおりとする。

（事故発生時の措置及び消火活動等）

第32条　事故発生時の措置及び消火活動等は、次に掲げることにより行わなければならない。

⑴　火災の発生又は危険物の流出等を覚知した場合には、自衛消防隊長の指揮の下に直ちに初期消火、客等の避難及び誘導、消防機関への通報、危険物の流出防止等の応急措置を講じること。

⑵　危険物が当所外に流出した場合又は可燃性蒸気が拡散するおそれがある場合は、周辺地域の住民、通行人及び車両の運転手等に対して火気使用の禁止、その他必要な協力を求めるとともに、危険物流出の拡大防止、回収等の応急措置を講じること。

（地震発生時の措置）

第33条　地震が発生したときは、直ちに危険物の取扱作業及び火気設備・機具の使用を中止しなければならない。

２　当所内に被害が発生したときは、二次災害の発生を防止するため、応急措置を講じるとともに、設備等の使用を禁止しなければならない。

（地震発生後の措置）

第34条　地震が発生した場合、点検責任者は、地震の規模にかかわらず臨時の点検を行い、異常があった場合は速やかに所長に報告するとともに、必要に応じて消防機関等に通報しなければならない。

**第10章　震災時の緊急発電設備の取扱基準**

（緊急対応）

第35条 発災直後は、予防規程等に基づき施設の緊急停止や従業員の安全確保に努めること。

（施設の応急点検）

第36条 施設の応急点検を行って被害状況を確認し、想定していた臨時的な貯蔵、取扱いが行える状況であるか判断する。

（異常時の対応）

第37条 臨時的な貯蔵、取扱いの際、流出や火災等が発生した場合は、速やかに貯蔵、取扱いを中止して必要な対応を行うとともに、消防機関に通報する。

（臨時的な貯蔵、取扱いの停止）

第38条 臨時的な貯蔵、取扱いの必要がなくなった場合は、速やかに当該貯蔵、取扱いを停止し、必要に応じて平常時の貯蔵、取扱いに移行する。

（緊急用発電機を使用する事象）

第39条 震災時等において、緊急活動、復旧活動等を行う自動車等に燃料を提供する必要がある場合で、かつ、震災等による停電時において電源供給が断たれ、計量機による給油等ができない場合には、当所施設の設備に不備のない事を確認のうえ、一次側電源供給ラインを断つ事により緊急用発電機を分電盤に接続し給油作業等を行うことができる。

（緊急用発電機の使用可否の判断）

第40条 緊急用発電機を使用する際には、所長は、別表A「地震発生後の点検、検査項目」により把握した当所の被害及び応急措置の状況を確認するとともに、緊急用発電機の使用可否を判断する。

（緊急用発電機の設定位置等）

第41条 緊急用発電機を使用する場合における当該緊急用発電機の使用場所については、事前に定めた安全な場所において使用する。（申請時の場所において使用する）

（緊急用発電機の使用時の安全対策）

第42条 緊急用発電機を使用し、給油等を行う場合は、次の事項を遵守しなければならない。

　⑴　給油等を行う計量機以外の分電盤内のブレーカーは全て「切」とし、使用する計量機を特定する。

　⑵　給油作業等は帯電防止衣等を着用した従業員が行い、危険物取扱者が立　ち会う。

　⑶　給油作業等を行う場所に消火器を配備する。

　⑷　緊急用発電機からは必ず接地配線を取る。（ローリー用接地端子等）

　⑸　緊急用発電機を使用して給油する際は、機器に異常が無い事を確認し、油漏えいが無い事を確認したうえで給油を開始する。

　⑹　所内の車両誘導を適切に行うとともに、緊急用発電機本体への衝突防止措置を講ずる。

　⑺　給油等を行う場合は、火花を発する機械器具の有無等周囲の安全確認を行うとともに、自動車等のエンジン停止を確認する。

　⑻　緊急用発電機を撤収する際は、電源を切り周囲の安全を確認したうえで撤収する。

（緊急用発電機の維持管理）

第43条 緊急用発電機の保管場所は、別図に示す位置とするとともに、盗難防止等に努めるものとする。

２ 所長は、緊急用発電機について、定期的にメンテナンス点検を行い、適正な維持管理に努めるものとする。

（緊急用発電機の操作等に係る教育、訓練）

第44条　緊急用発電機の操作等に係る教育、訓練については、次によるものとする。

　⑴　教育については、第12 条に定める保安教育に含めて実施する。

　⑵　訓練については、第13 条に定める訓練のうち、総合訓練に含めて実施する。

２　緊急用発電機の操作訓練、試運転等において、専用タンク内の危険物の給油等を行う場合には、次によるものとする。

　⑴　営業を一時停止するとともに、所内に自動車等が進入しない措置を講ずる。

　⑵　給油量は、必要最小限かつ指定数量未満とする。

**第11章　単独荷卸し業務の基準**

（単独荷卸し業務）

第45条　当所において、当所の従業員の立会いなしに移動タンク貯蔵所に乗務する危険物取扱者が単独で行う荷卸し業務（以下「単独荷卸し」という。）を行う場合は、（　　　　　　　　　　）が構築した単独荷卸しに係る仕組み（単独荷卸しに係る仕組みの評価結果通知書において危険物保安技術協会の適正評価を取得したものをいう。以下同じ。）に基づき適切に実施しなければならない。

２　関係者は、（　　　　　　　　　　）の構築した単独荷卸しに係る仕組みを遵守し、業務を遂行しなければならない。

３　単独荷卸しは、（　　　　　　　　　　　）の構築した単独荷卸しに係る仕組みを遵守する場合のみ実施するものとし、単独荷卸しに係る安全対策設備若しくは教育訓練を怠った場合又は事故等の異常が発生した場合は、行わないものとする。

（単独荷卸しに係る貯蔵、取扱いの基準等）

第46条　単独荷卸しに係る貯蔵、取扱いは、（　　　　　　　　　　　）の構築した単独荷卸しに係る仕組みに規定されている基準により貯蔵、取扱いを実施しなければならない。

２　単独荷卸しに係る安全対策設備は、単独荷卸しの仕組みに基づき適正に維持管理しなければならない。

３　単独荷卸しは、単独荷卸しの仕組みに規定した移動タンク貯蔵所を使用し、かつ、必要な保安教育等を受けた移動タンク貯蔵所に乗務する危険物取扱者によって行わせること。

なお単独荷卸しの要件に適合しない移動タンク貯蔵所によって荷卸しを実施する場合は、立会いを実施しなければならない。

４　危険物保安監督者又は従業員は、営業中に単独荷卸しが行われる場合は、移動タンク貯蔵所の安全確保のため、停車場所の確保、車両誘導等の保安上必要な対応を行わなければならない。

５　営業中に荷卸しを実施する場合は、荷卸しする地下貯蔵タンクに接続する計量機の使用（給油行為又は注油行為）を中止しなければならない。

（単独荷卸し緊急対応）

第47条　単独荷卸しの実施者、危険物取扱者及び従業員は、単独荷卸しの仕組みに基づき、災害その他の非常の場合に適切な措置を実施すること。

２　営業時間外の単独荷卸し時に発生した災害に対応するため、石油供給者、運送業者及び当所関係者等の緊急連絡表を当所内に掲示しなければならない。

（単独荷卸しに係る保安教育）

第48条　所長は、単独荷卸しに係る保安教育及び訓練を実施する場合は、第12条及び第13条に規定する保安教育又は訓練実施時に、単独荷卸し業務に係る保安教育及び訓練（乾燥砂等による漏えい防止措置等を含む。）を同時に実施するものとする。

（添付書類）

第49条　単独荷卸し業務に係る図書等のうち、次に掲げる書類をこの規程に添付しなければならない。

⑴　石油供給者の構築した単独荷卸しの仕組みを記載した書類

⑵　当所において、単独荷卸しを実施する運送業者のリスト

⑶　石油供給者が、単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施することを当所に対して確約した書類（契約書等を含む。）

※　上記⑴～⑶の書類は、危険物保安技術協会で評価を受けて認められた「単独荷卸しに係る仕組みの評価結果通知書」に添付したものと同様とする。）

**第12章　その他危険物の保安に関し必要な事項**

（レンタカーの取次業務の基準遵守事項）

第50条　当所においては、消防法令に逸脱しない範囲において、レンタカーの取次業務（以下「取次業務」という。）を行うものとし、消防法令に抵触する場合はその業務を中止すること。

２　当所内をレンタカーの保管場所としないこと。

３　取次業務に伴う一時的な駐停車は必要最小限とし、消防法令上認められない場所以外の場所とすること。また、給油（灯油の詰替えを含む。）及び自動車等の点検又は整備若しくは洗浄業務に支障のないよう留意すること。

４　取次業務は、当所の業務の時間内とし、当所関係者が行うものとすること。

５　危険物保安監督者は、取次業務により事故又は災害が発生しないよう細心の注意を払わなければならない。

６　取次業務に携わる従業員は、前項の規定により、危険物保安監督者の指示に従わなければならない。

**第13章　予防規程に違反した者の措置**

第51条　所長は、この規程に違反する行為を行った者に対して、直ちにその作業を停止させるとともに、厳重注意その他必要な措置をとるものとする。

　付　則

　この規程は、　　　　年　　月　　日から施行する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　別　添

**保安教育・訓練実施記録表**

|  |  |
| --- | --- |
| 給　油　所　名 |  |
| 実施日時 | 　　年　　月　　日（　） 　　　　　 時　　分～　　時　　分 |
| 実施場所 |  |
| 教育訓練種別 |  |
| 内　　　容 |  |
| 教育訓練責任者 |  |
| 参加者名 |  |
| 備　　　考 |  |

別表

　　　　　　　　　　　給油取扱所

自衛消防隊組織図

自衛消防隊長

災害活動全般の指揮及び災害の拡大防止に関すること

（　　　　　）

通報・連絡班

消防機関への通報、所内、所外関係者への連絡、消防隊の誘導、情報提供

（　　　　　）

避難・誘導班

顧客を敷地外の安全な場所に避難、誘導

（　　　　　）

消火応急措置班

初期消火、流出油防止措置等

（　　　　　）

・営業中、従業員がひとりの場合は、災害対応マニュアルに沿って行動すること。